

環境適応資金 (経済対策特別資金-災害関連-)のご案内

名古屋市中小企業振興センター

この資金は、東北地方太平洋沖地震による災害の影響を受けている市内中小企業者の方の資金繰りを支援するための融資制度です。

1 ご利用いただける方

名古屋市内で事業を営んでいる会社・個人・医療法人・協同組合等(名古屋市信用保証協会を利用できる中小企業者の方に限ります。)で、東北地方太平洋沖地震による災害の影響を受け、直近1か月の売上高または売上総利益率もしくは営業利益率が、前年同月または2年前同月に比べて減少している方です。

2 融資条件

融資限度額	1億円(既存の環境適応資金の残高を含みます)								
資金用途	設備資金・運転資金								
融資期間 (据置期間)	3年以内(原則6か月以内)	年1.5%							
融資利率	5年以内(原則6か月以内)	年1.6%							
	7年以内(原則12か月以内)	年1.7%							
	10年以内(原則12か月以内)	年1.8% (平成23年3月17日現在)							
返済方法	分割返済								
保証料率	原則として、中小企業の皆様の経営状況に応じた保証料率※となっております。 (単位:年率%)								
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	1.74	1.56	1.40	1.25	1.05	0.85	0.69	0.53	0.37
※中小企業会計割引等、上記保証料率を引下げることがあります。									
担保及び連帯保証人	名古屋市中小企業信用保証協会所定								

3 融資の申込受付期間

平成23年3月17日(木)から平成23年9月30日(金)まで

4 取扱金融機関(申込受付窓口)

次の取扱金融機関(市内店舗)にお申込みください。

銀行	三菱東京UFJ・りそな・三井住友・みずほ・北陸・大垣共立・十六・静岡・百五・三重・近畿大阪・第三・名古屋・愛知・中京・岐阜
信用金庫	愛知・中日・岡崎・瀬戸・碧海・岐阜・西尾・豊田・東春 ^(H23.4.1~)
その他	商工組合中央金庫

5 申込に必要な書類

- 信用保証委託申込書
 - 信用保証委託契約書
 - 個人情報の取扱いに関する同意書
 - 印鑑証明書
 - 確定申告書(写し) 2期分・決算書(写し) 2期分
 - 許認可等を要する事業については、許認可証の写し
 - 設備資金の場合は、計画を証する見積書、契約書等
 - (法人の場合)商業登記にかかる登記事項証明書(商業登記簿謄本)、定款
 - 売上高の減少または利益率の減少に関する証明書(災害関連)
- (取扱金融機関の支店長等が発行したもの)

} 名古屋市信用保証協会所定

※上記の書類以外に、その他必要な書類をお願いすることがあります。

6 その他

この融資制度は、原則として責任共有制度※の対象です。

※責任共有制度とは、平成19年10月1日から全国の保証協会に導入された制度です。保証付融資は一部を除いて、従前の原則100%保証から80%保証となりました。

7 お問い合わせ先

- (1) 融資制度全般に関すること

名古屋市中企業振興センター

名古屋市中区千種区吹上二丁目6番3号(中企業振興会館6階)

電話 052(735)2100

- (2) 保証制度等に関すること

名古屋市信用保証協会

名古屋市中区栄二丁目12番31号

電話 052(212)3011